



郵船ロジスティクスグループ 独占禁止法遵守に関する基本方針

当社グループは、すべての役員および従業員が職務を遂行するにあたり、以下の独占禁止法遵守に関わる行動指針に従い、日本国の独占禁止法および、当社グループが事業を展開するすべての国の公正競争を維持するための法令を遵守します。

1. 常にお客様とより良い信頼関係の構築に努め、独占禁止法遵守に関する行動規範、及び社内規定を遵守し、誠実で公正な取引をする。
2. 市場において、競合する他社と共同して、当社事業における料金、取引の相手方、取り扱い地域等の制限の合意は行わず、自主的に決定する。
3. 競争制限、若しくは競争制限の恐れのある事項について話し合うことを目的とした会合等を開催しない、また参加しない。
4. 協力会社との取引において、下請代金の支払遅延、減額、不当な返品、受領拒否等の優越的地位の濫用行為はしない。

2013年7月31日